

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文 目次

一	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）（第一条関係）	1
二	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）（抄）（第二条関係）	27
三	民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）（附則第九条関係）	30
四	滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）	31
五	企業担保法（昭和三十三年法律第六六号）（抄）（附則第十一条関係）	33
六	執行官法（昭和四十一年法律第一百十一号）（抄）（附則第十二条関係）	36
七	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第十三条関係）	37
八	民事保全法（平成元年法律第九十一号）（抄）（附則第十四条関係）	42
九	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（抄）（附則第十五条関係）	43
十	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）（附則第十六条関係）	44
十一	会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（抄）（附則第十七条関係）	46
十二	破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）（附則第十八条関係）	48
十三	会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）（附則第十九条関係）	50

一 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第四章 債務者の財産状況の調査</p> <p>第一節 財産開示手続（第九十六条―第二百三条）</p> <p>第二節 第三者からの情報取得手続（第二百四条―第二百十一条）</p> <p>第五章 罰則（第二百十二条―第二百五条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査（以下「民事執行」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）</p> <p>第六十五条の二 不動産の買受けの申出は、次の各号のいずれにも該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合に</p>	<p>目次</p> <p>第四章 財産開示手続（第九十六条―第二百三条）</p> <p>第五章 罰則（第二百四条―第二百七条）</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 強制執行、担保権の実行としての競売及び民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産の開示（以下「民事執行」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。</p> <p>（新設）</p>

あつてはその代表者)が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

一 買受けの申出をしようとする者(その者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この目において「暴力団員等」という。)であること。

二 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者(その者が法人である場合にあっては、その役員)が暴力団員等であること。

(調査の嘱託)

第六十八条の四 執行裁判所は、最高価買受申出人(その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、最高価買受申出人が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

2 執行裁判所は、自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める場合には、当該買受けの申出をさせた者(その者が法人である場合にあっては、その役員。以下この項において同じ。)が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければ

(新設)

ばならない。ただし、買受けの申出をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして最高裁判所規則で定める場合は、この限りでない。

(売却不許可事由)

第七十一条 執行裁判所は、次に掲げる事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

一〜四 (略)

五 最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に

買受けの申出をさせた者が次のいずれかに該当すること。

イ 暴力団員等（買受けの申出がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(買受けの申出がされた時にその役員のうち暴力団員等に該当する者があつたものを含む。)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

第九十三条の四 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する

(売却不許可事由)

第七十一条 (同上)

一〜四 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

(給付請求権に対する競合する債権差押命令等の効力の停止等)

第九十三条の四 第九十三条第四項の規定により強制管理の開始決定の効力が給付義務者に対して生じたときは、給付請求権に対する差押命令又は差押処分であつて既に効力が生じていたものは、その効力を停止する。ただし、強制管理の開始決定の給付義務者に対する

効力の発生が第六十五号各号（第六十七号の十四第一項において第六十五号各号（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合及び第九十三号第二項において準用する場合を含む。）に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2・3 （略）

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二百一十條 前款第二目（第四十五條第一項、第四十六條第二項、第四十八條、第五十四條、第五十五條第一項第二号、第五十六條、第六十四條の二、第六十五條の二、第六十八條の四、第七十一條第五号、第八十一條及び第八十二條を除く。）の規定は船舶執行について、第四十八條、第五十四條及び第八十二條の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一條に規定する日本船舶に対する強制執行について、それぞれ準用する。この場合において、第五十一條第一項中「第八十一條第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（差押命令）

第四百四十五條 （略）

2・3 （略）

4 裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、債務者に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第五百十三條第一項又は第二項の規定による当該差押命令の取消しの申立てをすることができ

効力の発生が第六十五号各号（第六十七号の十四において第六十五号各号（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合及び第九十三号第二項において準用する場合を含む。）に掲げる時後であるときは、この限りでない。

2・3 （同上）

（不動産に対する強制競売の規定の準用）

第二百一十條 前款第二目（第四十五條第一項、第四十六條第二項、第四十八條、第五十四條、第五十五條第一項（第二号に係る部分に限る。）、第五十六條、第六十四條の二、第八十一條及び第八十二條を除く。）の規定は船舶執行について、第四十八條、第五十四條及び第八十二條の規定は船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一條に規定する日本船舶に対する強制執行について準用する。この場合において、第五十一條第一項中「第八十一條第一項各号に掲げる文書」とあるのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

（差押命令）

第四百四十五條 （同上）

2・3 （同上）

（新設）

旨その他最高裁判所規則で定める事項を教示しなければならない。	5 (略)	4 (同上)
6 (略)	5 (同上)	
7 執行裁判所は、債務者に対する差押命令の送達をすることができない場合には、差押債権者に対し、相当の期間を定め、その期間内に債務者の住所、居所その他差押命令の送達をすべき場所の申出（第二十条において準用する民事訴訟法第一百条第一項各号に掲げる場合にあつては、公示送達の申立て。次項において同じ。）をすべきことを命ずることができる。		(新設)
8 執行裁判所は、前項の申出を命じた場合において、差押債権者が同項の申出をしないときは、差押命令を取り消すことができる。		(新設)
<p>(差押債権者の金銭債権の取立て)</p> <p>第百五十五条 (略)</p>		<p>(差押債権者の金銭債権の取立て)</p> <p>第百五十五条 (同上)</p> <p>(新設)</p>
2 差し押さえられた金銭債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「一週間」とあるのは、「四週間」とする。		(新設)
3 (略)	2 (同上)	
4 (略)	3 (同上)	
5 差押債権者は、第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日（前項又はこの項の規定による届出をした場合にあつては、最後に当該届出をした日。次項において同じ。）か		(新設)

ら第三項の支払を受けることなく二年を経過したときは、同項の支払を受けていない旨を執行裁判所に届け出なければならない。

6 第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとな

つた日から二年を経過した後四週間以内に差押債権者が前二項の規定による届出をしないときは、執行裁判所は、差押命令を取り消すことができる。

7 差押債権者が前項の規定により差押命令を取り消す旨の決定の告

知を受けてから一週間の不変期間内に第四項の規定による届出（差し押さえられた金銭債権の全部の支払を受けた旨の届出を除く。）又は第五項の規定による届出をしたときは、当該決定は、その効力を失う。

8 差押債権者が第五項に規定する期間を経過する前に執行裁判所に

第三項の支払を受けていない旨の届出をしたときは、第五項及び第六項の規定の適用については、第五項の規定による届出があつたものとみなす。

（転付命令）

第百五十九条（略）

255（略）

6 差し押さえられた金銭債権が第百五十二条第一項各号に掲げる債

権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対し

（新設）

（新設）

（新設）

（転付命令）

第百五十九条（同上）

255（同上）

（新設）

て差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

7| (略)

(転付命令の効力)

第六十条 転付命令が効力を生じた場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

(譲渡命令等)

第六十一条 (略)

254 (略)

5| 差し押さえられた債権が第五十二条第一項各号に掲げる債権又は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者の債権に第五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）における前項の規定の適用については、同項中「確定しなければ」とあるのは、「確定し、かつ、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、」とする。

6| (略)

7| 第五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第五十九条第七項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第五十九条第二項の規定は管理命令について、

6| (同上)

(転付命令の効力)

第六十条 差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、その券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

(譲渡命令等)

第六十一条 (同上)

254 (同上)

(新設)

5| (同上)

6| 第五十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は譲渡命令について、第五十九条第六項の規定は譲渡命令に対する執行抗告について、第六十五条及び第六十八条の規定は売却命令に基づく執行官の売却について、第五十九条第二項の規定は管理命令について、

第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百零四条まで並びに第一百零六条から第一百零九条までの規定は管理命令に基づく管理について、それぞれ準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十一条第七項において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(移転登記等の嘱託)

第一百六十四条 第一百五十五条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が効力を生じたとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特権、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 6 (略)

(配当等の実施)

第一百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第七項において準用する第一百零九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 三 (略)

2 (略)

3 差し押さえられた債権が第一百五十二条第一項各号に掲げる債権又

第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第三項及び第四項、第九十八条から第一百零四条まで並びに第一百零六条から第一百零九条までの規定は管理命令に基づく管理について準用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第一百六十一条において準用する第一百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(移転登記等の嘱託)

第一百六十四条 第一百五十五条に規定する債権について、転付命令若しくは譲渡命令が確定したとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特権、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 6 (同上)

(配当等の実施)

第一百六十六条 執行裁判所は、第一百六十一条第六項において準用する第一百零九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

一 三 (同上)

2 (同上)

(新設)

は同条第二項に規定する債権である場合（差押債権者（数人あるときは、そのうち少なくとも一人以上）の債権に第五百十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権が含まれているときを除く。）には、債務者に対して差押命令が送達された日から四週間を経過するまでは、配当等を実施してはならない。

（差押処分）

第六百六十七条の五（略）

2 第四百四十五条第二項、第三項、第五項、第七項及び第八項の規定は差押処分について、同条第四項の規定は差押処分を送達する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第五百十三条第一項又は第二項」とあるのは「第六百六十七条の八第一項又は第二項」と、同条第七項及び第八項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と読み替えるものとする。

3・4（略）

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、前二項及び同条第三項の規定を準用する。

6 第二項において読み替えて準用する第四百四十五条第八項の規定による裁判所書記官の処分に対する執行異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

7 前項の執行異議の申立てを却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

8 第二項において読み替えて準用する第四百四十五条第八項の規定に

（差押処分）

第六百六十七条の五（同上）

2 第四百四十五条第二項から第四項までの規定は、差押処分について準用する。

3・4（同上）

5 民事訴訟法第七十四条第一項の規定は、差押処分の申立てについての裁判所書記官の処分について準用する。この場合においては、第三項及び前項並びに同条第三項の規定を準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

よる裁判所書記官の処分は、確定しなければその効力を生じない。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第六百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第六百六十七条の十四第一項において準用する第六百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(配当等のための移行等)

第六百六十七条の十一 第六百六十七条の十四第一項において準用する第六百五十六条第一項若しくは第二項又は第六百五十七条第五項の規定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手續に事件を移行させなければならない。

2・4 (略)

5 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を發した執行裁判所が第六十一条第七項において準用する第九十九条の規定又は第六十六条第一項第二号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を發した執行裁判所における債権執行の手續に事件を移行させなければ

(差押禁止債権の範囲の変更)

第六百六十七条の八 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押処分の全部若しくは一部を取り消し、又は第六百六十七条の十四において準用する第六百五十二条の規定により差し押さえてはならない金銭債権の部分について差押処分をすべき旨を命ずることができる。

2・3 (同上)

(配当等のための移行等)

第六百六十七条の十一 第六百六十七条の十四において準用する第六百五十六条第一項若しくは第二項又は第六百五十七条第五項の規定により供託がされた場合において、債権者が二人以上であつて供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができないため配当を実施すべきときは、執行裁判所は、その所在地を管轄する地方裁判所における債権執行の手續に事件を移行させなければならない。

2・4 (同上)

5 差押えに係る金銭債権について更に差押命令が発せられた場合において、当該差押命令を發した執行裁判所が第六十一条第六項において準用する第九十九条の規定又は第六十六条第一項第二号の規定により配当等を実施するときは、執行裁判所は、当該差押命令を發した執行裁判所における債権執行の手續に事件を移行させなければ

ばならない。

6 第一項、第二項、第四項又は前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

7 第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十一条（第一項第六号及び第七号を除く。）、第九十二条第一項並びに第六十六条第三項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手續について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が生じた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第六十六条第三項中「差押命令」とあるのは、「差押処分」と読み替えるものとする。

（債権執行の規定の準用）

第六六十七條の十四 第六四十六條から第六五十二條まで、第六五十五條から第六五十八條まで、第六六十四條第五項及び第六項並びに第六六十五條（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第六四十六條、第五十五條第四項から第六項まで及び第八項並びに第六五十六條第三項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第六四十六條第一項中「差押命令を發する」とあるのは「差押処分をする」と、第六四十七條第一項、第六四十八條第二項、第六五十條、第六五十五條第一項、第六項及び第七項並びに第六五十六條第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第六四十七條第一項及び第六四

ばならない。

6 （同上）

7 第八十四条第三項及び第四項、第八十八条、第九十一条（第一項第六号及び第七号を除く。）並びに第九十二条第一項の規定は第三項の規定により裁判所書記官が実施する弁済金の交付の手續について、前条第三項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定について、同条第六項の規定は第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による決定が生じた場合について準用する。

（債権執行の規定の準用）

第六六十七條の十四 第六四十六條から第六五十二條まで、第六五十五條から第六五十八條まで、第六六十四條第五項及び第六項並びに第六六十五條（第三号及び第四号を除く。）の規定は、少額訴訟債権執行について準用する。この場合において、第六四十六條、第五十五條第三項及び第六五十六條第三項中「執行裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、第六四十六條第一項中「差押命令を發する」とあるのは「差押処分をする」と、第六四十七條第一項、第六四十八條第二項、第六五十條及び第六五十五條第一項中「差押命令」とあるのは「差押処分」と、第六四十七條第一項及び第六四十八條第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権

十八条第一項中「差押えに係る債権」とあるのは「差押えに係る金銭債権」と、第四百九十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第五百五十五条第七項中「決定」とあるのは「裁判所書記官の処分」と、第六百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第六百六十五条（見出しを含む。）中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

2 第六百六十七条の五第六項から第八項までの規定は、前項において読み替えて準用する第五百五十五条第六項の規定による裁判所書記官の処分がされた場合について準用する。

（目的物を第三者が占有する場合の引渡し強制執行）

第七百七十条（略）

2 第四百四十四条、第四百四十五条（第四項を除く。）、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百五十五条第一項及び第三項並びに第五百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

（子の引渡しの強制執行）

第七百七十四条 子の引渡しの強制執行は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行う。

一 執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法
二 第七百七十二条第一項に規定する方法

2 前項第一号に掲げる方法による強制執行の申立ては、次の各号の

一と、第四百九十九条中「差押命令が発せられたとき」とあるのは「差押処分がされたとき」と、第六百六十四条第五項中「差押命令の取消決定」とあるのは「差押処分の取消決定若しくは差押処分を取り消す旨の裁判所書記官の処分」と、第六百六十五条（見出しを含む。）中「配当等」とあるのは「弁済金の交付」と読み替えるものとする。

（新設）

（目的物を第三者が占有する場合の引渡し強制執行）

第七百七十条（同上）

2 第四百四十四条、第四百四十五条、第四百四十七条、第四百四十八条、第五百五十五条第一項及び第二項並びに第五百五十八条の規定は、前項の強制執行について準用する。

（新設）

いずれかに該当するときでなければできない。

一 第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。

二 前項第二号に掲げる方法による強制執行を実施しても、債務者が子の監護を解く見込みがあるとは認められないとき。

三 子の急迫の危険を防止するため直ちに強制執行をする必要があるとき。

3 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。ただし、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

4 執行裁判所は、第一項第一号の規定による決定において、執行官に対し、債務者による子の監護を解くために必要な行為をすべきことを命じなければならない。

5 第七十一条第二項の規定は第一項第一号の執行裁判所について、同条第四項の規定は同号の規定による決定をする場合について、それぞれ準用する。

6 第二項の強制執行の申立て又は前項において準用する第七十一条第四項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

（執行官の権限等）

第七百七十五条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な

(新設)

行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができ

る。^〇
一 その場所に立ち入り、子を搜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること^〇。

二 債権者若しくはその代理人と子を面会させ、又は債権者若しくはその代理人と債務者を面会させること。

三 その場所に債権者又はその代理人を立ち入らせること。

2 執行官は、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、前項に規定する場所以外の場所においても、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、当該場所の占有者の同意を得て又は次項の規定による許可を受けて、前項各号に掲げる行為をすることができる。

3 執行裁判所は、子の住居が第一項に規定する場所以外の場所である場合において、債務者と当該場所の占有者との関係、当該占有者の私生活又は業務に与える影響その他の事情を考慮して相当と認めるときは、債権者の申立てにより、当該占有者の同意に代わる許可をすることができる。

4 執行官は、前項の規定による許可を受けて第一項各号に掲げる行為をするときは、職務の執行に当たり、当該許可を受けたことを証する文書を提示しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くため

に必要な行為は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭した場合に限り、することができる。

6 執行裁判所は、債権者が第一項又は第二項に規定する場所に出頭することができない場合であっても、その代理人が債権者に代わつて当該場所に出頭することが、当該代理人と子との関係、当該代理人の知識及び経験その他の事情に照らして子の利益の保護のために相当と認めるときは、前項の規定にかかわらず、債権者の申立てにより、当該代理人が当該場所に出頭した場合においても、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をすることができる旨の決定をすることができる。

7 執行裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

8 執行官は、第六条第一項の規定にかかわらず、子に対して威力を用いることはできない。子以外の者に対して威力を用いることが子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがある場合においては、当該子以外の者についても、同様とする。

9 執行官は、第一項又は第二項の規定による債務者による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、債権者又はその代理人に対し、必要な指示をすることができる。

(執行裁判所及び執行官の責務)

第七百七十六条 執行裁判所及び執行官は、第七百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡し of 強制執行の手續において子の引渡しを実現するに当たつては、子の年齢及び発達 の程度その他の事情を踏まえ、できる限り、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及

(新設)

ばさなないように配慮しなければならない。

(意思表示の擬制)

第七十七條 (略)

2・3 (略)

第七十八條及び第七十九條 削除

(削る)

第四章 債務者の財産状況の調査

第一節 財産開示手続

(管轄)

第九十六條 この節の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(実施決定)

第九十七條 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならぬ。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づ

(意思表示の擬制)

第七十四條 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

第七十五條から第七十九條まで 削除

第四章 財産開示手続

(新設)

(管轄)

第九十六條 この章の規定による債務者の財産の開示に関する手続(以下「財産開示手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(実施決定)

第九十七條 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二條第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する金銭債権の

く強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一・二 (略)

2 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）

）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一～三 (略)

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（同項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

5・6 (略)

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一・二 (同上)

2 執行裁判所は、次のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者の申立てにより、当該債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

一・二 (同上)

3 前二項の規定にかかわらず、債務者（債務者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、債務者が法人である場合にあつてはその代表者。第一号において同じ。）が前二項の申立ての日前三年以内に財産開示期日（財産を開示すべき期日をいう。以下同じ。）

）においてその財産について陳述をしたものであるときは、財産開示手続を実施する旨の決定をすることができない。ただし、次の掲げる事由のいずれかがある場合は、この限りでない。

一～三 (同上)

4 第一項又は第二項の決定がされたときは、当該決定（第二項の決定にあつては、当該決定及び同項の文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

5・6 (同上)

（財産開示事件の記録の閲覧等の制限）

第二百一条 財産開示事件の記録中財産開示期日に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 (略)

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三・四 (略)

第二節 第三者からの情報取得手続

(管轄)

第二百四条 この節の規定による債務者の財産に係る情報の取得に関する手続(以下「第三者からの情報取得手続」という。)については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(債務者の不動産に係る情報の取得)

第二百五条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める者の申立てにより、法務省令で定める登記所に対し、債務者が所有権の登記名義人である土地又は建物その

第二百一条 (同上)

一 (同上)

二 債務者に対する金銭債権について執行力のある債務名義の正本(債務名義が第二十二条第二号、第三号の二から第四号まで若しくは第五号に掲げるもの又は確定判決と同一の効力を有する支払督促であるものを除く。)を有する債権者

三・四 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

他これらに準ずるものとして法務省令で定めるものに対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるものについて情報の提供をすべき旨を命じなければならぬ。ただし、第一号に掲げる場合において、同号に規定する執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 第九十七条第一項各号のいずれかに該当する場合 執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者

二 第九十七条第二項各号のいずれかに該当する場合 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

2 前項の申立ては、財産開示期日における手続が実施された場合（当該財産開示期日に係る財産開示手続において第二百条第一項の許可がされたときを除く。）において、当該財産開示期日から三年以内に限り、することができる。

3 第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定（同項第二号に掲げる場合にあつては、当該決定及び同号に規定する文書の写し）を債務者に送達しなければならない。

4 第一項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

5 第一項の申立てを認容する決定は、確定しなければその効力を生じない。

（債務者の給与債権に係る情報の取得）

第二百六条 執行裁判所は、第九十七條第一項各号のいずれかに該
(新設)

当するときは、第五十一條の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに対し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)

債務者が支払を受ける地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百七條の二第一項ただし書に規定する給与に係る債権に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの(当該市町村が債務者の市町村民税(特別区民税を含む。)に係る事務に関して知り得たものに限る。)

二 日本年金機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町

日本年金保険の被保険者であるものに限る。以下この号において同じ。)が支

村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団

（ 弘を受ける厚生年金保険法）

昭和二十九年法律第百十五号

（ 第三条第一項第三号に規定

する報酬又は同項第四号に規

定する賞与に係る債権に対す

る強制執行又は担保権の実行

の申立てをするのに必要とな

る事項として最高裁判所規則

で定めるもの（情報の提供を

命じられた者が債務者の厚生

年金保険に係る事務に関して

知り得たものに限る。）

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の申立て及び当該申立てについての裁判について準用する。

（債務者の預貯金債権等に係る情報の取得）

第二百七条 執行裁判所は、第百九十七条第一項各号のいずれかに該

当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債

権者の申立てにより、次の各号に掲げる者であつて最高裁判所規則

で定めるところにより当該債権者が選択したものに對し、それぞれ

当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければ

ならない。ただし、当該執行力のある債務名義の正本に基づく強

制執行を開始することができないときは、この限りでない。

一 銀行等（銀行、信用金庫、信用 債務者の当該銀行等に対する

（新設）

金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構をいう。

預貯金債権（民法第四百六十六條の五第一項に規定する預貯金債権をいう。）に対する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

二 振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二條第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。）

債務者の有する振替社債等（同法第二百七十九條に規定する振替社債等であつて、当該振替機関等の備える振替口座簿における債務者の口座に記載され、又は記録されたものに限る。）に関する強制執行又は担保権の実行の申立てをするのに必要となる事項として最高裁判所規則で定めるもの

2 | 執行裁判所は、第九十七條第二項各号のいずれかに該当するときは、債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する

文書を提出した債権者の申立てにより、前項各号に掲げる者であつて最高裁判所規則で定めるところにより当該債権者が選択したものに對し、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供をすべき旨を命じなければならない。

3 前二項の申立てを却下する裁判に對しては、執行抗告をすることが出来る。

(情報の提供の方法等)

第二百八条 第二百五条第一項、第二百六条第一項又は前条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定により命じられた情報の提供は、執行裁判所に對し、書面で行なければならぬ。

2 前項の情報の提供がされたときは、執行裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、申立人に同項の書面の写しを送付し、かつ、債務者に對し、同項に規定する決定に基づいてその財産に関する情報の提供がされた旨を通知しなければならない。

(第三者からの情報取得手続に係る事件の記録の閲覧等の制限)

第二百九条 第二百五条又は第二百七条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することが出来る。

一 申立人

二 債務者に對する金銭債権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

(新設)

(新設)

三 債務者の財産について一般の先取特権を有することを証する文書を提出した債権者

四 債権者

五 当該情報の提供をした者

2 第二百六条の規定による第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中前条第一項の情報の提供に関する部分についての第十七条の規定による請求は、次に掲げる者に限り、することができる。

一 申立人

二 債務者に対する第五百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る請求権又は人の生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権について執行力のある債務名義の正本を有する債権者

三 債務者

四 当該情報の提供をした者

(第三者からの情報取得手続に係る事件に関する情報の目的外利用の制限)

第二百十条 申立人は、第三者からの情報取得手続において得られた債務者の財産に関する情報を、当該債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に掲げる者であつて、第三者からの情報取得手続に係る事件の記録中の第二百八条第一項の情報の提供に関する部分の情報を得たものは、当該情報を当該事件の債務者に対する債権をその本旨に従って行使する目的

(新設)

以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(強制執行及び担保権の実行の規定の準用)

第二百十一条 第三十九条及び第四十条の規定は執行力のある債務名義の正本に基づく第三者からの情報取得手続について、第四十二条(第二項を除く。)の規定は第三者からの情報取得手続について、第八十二条及び第八十三条の規定は一般の先取特権に基づく第三者からの情報取得手続について、それぞれ準用する。

(公示書等損壊罪)

第二百十二条 (略)

(陳述等拒絶の罪)

第二百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第六十五条の二(第八十八条(第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者

四 (略)

五 執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日において、正当な理由なく、出頭せず、又は宣誓を拒んだ開示義務者

六 第九十九条第七項において準用する民事訴訟法第二百一条第

(新設)

(公示書等損壊罪)

第二百四条 (同上)

(陳述等拒絶の罪)

第二百五条 (同上)

一・二 (同上)

(新設)

三 (同上)

(新設)

(新設)

一項の規定により財産開示期日において宣誓した開示義務者であつて、正当な理由なく第九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたもの

2
(略)

(過料に処すべき場合)

第二百十四条 (削る)

第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

2| 第二百十条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者も、前項と同様とする。

(管轄)

第二百十五条 (略)

2
(同上)

(過料に処すべき場合)

第二百六条 次の各号に掲げる場合には、三十万円以下の過料に処する。

一 開示義務者が、正当な理由なく、執行裁判所の呼出しを受けた財産開示期日に出頭せず、又は当該財産開示期日において宣誓を拒んだとき。

二 財産開示期日において宣誓した開示義務者が、正当な理由なく第九十九条第一項から第四項までの規定により陳述すべき事項について陳述をせず、又は虚偽の陳述をしたとき。

2| 第二百二条の規定に違反して、同条の情報を同条に規定する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者は、三十万円以下の過料に処する。

(新設)

(管轄等)

第二百七条 (同上)

改正案	現行
<p>（子の返還の代替執行と間接強制との関係）</p> <p>第百三十六条 子の返還の代替執行の申立ては、次の各号のいずれかに該当するときになければならないことができない。</p> <p>一 民事執行法第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過したとき（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合にあっては、その期間を経過したとき）。</p> <p>二 民事執行法第七十二条第一項に規定する方法による強制執行を実施しても、債務者が常居所地国に子を返還する見込みがあるとは認められないとき。</p> <p>三 子の急迫の危険を防止するため直ちに子の返還の代替執行を要する必要があるとき。</p> <p>（子の返還を実施させる決定）</p> <p>第百三十八条 （略）</p>	<p>（間接強制の前置）</p> <p>第百三十六条 子の返還の代替執行の申立ては、民事執行法第七十二条第一項の規定による決定が確定した日から二週間を経過した後（当該決定において定められた債務を履行すべき一定の期間の経過がこれより後である場合は、その期間を経過した後）でなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（子の返還を実施させる決定）</p> <p>第百三十八条 （同上）</p>

2 執行裁判所は、民事執行法第七十一条第三項の規定にかかわらず、子に急迫した危険があるときその他の審尋をすることにより強制執行の目的を達することができない事情があるときは、債務者を審尋しないで第三百三十四条第一項の決定をすることができる。

(執行官の権限等)

第四百十条 民事執行法第七十五条(第八項を除く。)の規定は子の返還の代替執行における執行官の権限及び当該権限の行使に係る執行裁判所の裁判について、同法第七十六条の規定は子の返還の代替執行の手続について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五条第一項第二号中「債権者若しくはその代理人と子」とあるのは「返還実施者(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号)第三百七十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。)、債権者若しくは同法第四百十条第一項において準用する第六項に規定する代理人と子」と、「又は債権者若しくはその代理人」とあるのは「又は返還実施者、債権者若しくは同項に規定する代理人」と、同項第三号及び同条第九項中「債権者又はその代理人」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第四百十条第一項において準用する第六項に規定する代理人」と読み替えるものとする。

(削る)

(新設)

(執行官の権限)

第四百十条 執行官は、債務者による子の監護を解くために必要な行為として、債務者に対し説得を行うほか、債務者の住居その他債務者の占有する場所において、次に掲げる行為をすることができる。

- 一 債務者の住居その他債務者の占有する場所に立ち入り、その場所において子を搜索すること。この場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすること。
- 二 返還実施者と子を面会させ、又は返還実施者と債務者を面会させること。
- 三 債務者の住居その他債務者の占有する場所に返還実施者を立ち入らせること。

2 執行官は、前項に規定する場所以外の場所においても、子の心身に及ぼす影響、当該場所及びその周囲の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、子の監護を解くために必要な行為として、

<p>(削る)</p> <p>2 執行官は、前項において準用する民事執行法第七十五条第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(返還実施者の権限等) 第四百四十一条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条第一項において準用する民事執行法第七十六条の規定は、返還実施者について準用する。</p>	<p>債務者に対し説得を行うほか、当該場所を占有する者の同意を得て、同項各号に掲げる行為をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による子の監護を解くために必要な行為は、子が債務者と共にいる場合に限り、することができる。</p> <p>4 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し抵抗を受けるときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。</p> <p>5 (同上)</p> <p>6 執行官は、第一項又は第二項の規定による子の監護を解くために必要な行為をするに際し、返還実施者に対し、必要な指示をすることができる。</p> <p>(返還実施者の権限) 第四百四十一条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>(新設)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>（強制執行等による時効の完成猶予及び更新） 第四百四十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する （申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによ ってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月 を経過する）までの間は、時効は、完成しない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続又は同法第二 百四条に規定する第三者からの情報取得手続</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（強制執行等による時効の完成猶予及び更新） 第四百四十八条 （同上）</p> <p>一～三 （同上）</p> <p>四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続</p>

四 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配当等の実施）</p> <p>第二十条の七（略）</p> <p>2 前項の場合において、民事執行法第六十五条（同法第六十七條の十四第一項において同法第六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）第二十条の六第一項」とする。</p> <p>3（略）</p> <p>（取立訴訟）</p> <p>第三十六条の七 民事執行法第五十七条（同法第六十七條の十四第一項において準用する場合を含む。以下この条、第三十六条の九及び第三十六条の十第一項において同じ。）の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同法第五十七条第一項中「</p>	<p>（配当等の実施）</p> <p>第二十条の七（同上）</p> <p>2 前項の場合において、民事執行法第六十五条（同法第六十七條の十四において同法第六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第五十六条第一項」とあるのは、「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第二十条の六第一項」とする。</p> <p>3（同上）</p> <p>（取立訴訟）</p> <p>第三十六条の七 民事執行法第五十七条（同法第六十七條の十四において準用する場合を含む。以下この条、第三十六条の九及び第三十六条の十第一項において同じ。）の規定は、強制執行による差押えがされている金銭債権について滞納処分による差押えがされた場合において、強制執行又は滞納処分による差押えをした債権者が差押えをした債権に係る給付を求める訴えを提起したときについて準用する。この場合において、同法第五十七条第一項中「訴状」</p>

訴状」とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替えるものとする。

(配当等の実施)

第三十六条の九 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定による供託及び滞納処分による差押えをした債権者が提起した第三十六条の七に規定する訴えにおいて強制執行による差押えをした債権者が提出した共同訴訟人としての参加の申出の書面は、配当等に関しては、それぞれ同法第五十六条第二項（同法第六十七条の十四第一項において準用する場合を含む。）の規定による供託及び同法第五十七条第一項に規定する訴えの訴状とみなす。

とあるのは「強制執行による差押えをした債権者の訴状又はその者の共同訴訟人としての参加の申出の書面」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律第三十六条の六第一項」と読み替えるものとする。

(配当等の実施)

第三十六条の九 第三十六条の六第一項の規定又は第三十六条の七において準用する民事執行法第五十七条第五項の規定による供託及び滞納処分による差押えをした債権者が提起した第三十六条の七に規定する訴えにおいて強制執行による差押えをした債権者が提出した共同訴訟人としての参加の申出の書面は、配当等に関しては、それぞれ同法第五十六条第二項（第六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定による供託及び同法第五十七条第一項に規定する訴えの訴状とみなす。

五 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 罰則（第六十条―第六十三条）</p> <p>（他の手続の失効）</p> <p>第二十八条 実行手続の開始の決定があつたときは、会社の財産に対し既にされている債権若しくは担保権に基づく強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売手続若しくは国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）による滞納処分若しくは国税徴収の例による滞納処分又は財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続は、<u>実行手続に対する関係においては、その効力を失う。</u></p> <p>（民事執行法の準用）</p> <p>第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第六十八条まで、<u>第六十八条の四から第七十一条まで</u>、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並びに第八十条の規定は、<u>換価に關し準用する。</u>この場合において、<u>同法第五十九条第一項中「不動産」とあるのは「株式会社（以下「会社」という。）の総財産（金銭を除く。以下同じ。）又は財産（金銭を除く。以下同じ。）」と、「並びに抵当権」と</u></p>	<p>目次</p> <p>第三章 罰則（第六十条―第六十二条）</p> <p>（他の手続の失効）</p> <p>第二十八条 実行手続の開始の決定があつたときは、会社の財産に対し既にされている債権若しくは担保権に基づく強制執行、仮差押、仮処分若しくは担保権の実行としての競売手続若しくは国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）による滞納処分若しくは国税徴収の例による滞納処分又は財産開示手続は、<u>実行手続に対する関係においては、その効力を失う。</u></p> <p>（民事執行法の準用）</p> <p>第五十条 民事執行法第五十九条、第六十条第二項、第六十三条、第六十五条から第六十八条まで、<u>第六十九条から第七十一条まで</u>、第七十二条第一項及び第二項、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条並びに第八十条の規定は、<u>換価に關し準用する。</u>この場合において、<u>同法第五十九条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあるのは「管財人」と、同項及び同法第七十一条第六</u></p>

あるのは、「抵当権並びに企業担保権」と、同条第二項から第四項までの規定中「不動産」とあるのは「会社の財産」と、同項中「買受人」とあるのは「競落人又は買受人」と、同条第五項中「次条第一項に規定する売却基準価額」とあり、同法第六十条第二項及び第七十一条第七号中「売却基準価額」とあり、並びに同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第五十九条第五項中「不動産」とあるのは「会社の総財産又は財産」と、同法第六十条第二項中「執行裁判所」とあり、並びに同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第六十三条第一項中「差押債権者」(最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第六項の規定により手続を続行する旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう)とあるのは「実行の申立てをした債権者(実行手続の開始の決定に係るものをいう)」と、同項第一号並びに同条第二項及び第三項中「差押債権者」とあり、並びに同法第七十六条第一項中「差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と、同法第六十三条第一項及び第二項、第六十五条の二、第六十六条、第七十条並びに第七十一条第二号及び第三号並びに同法第七十五条の見出し及び同条第一項中「不動産」とあるのは「会社の総財産」と、同法第六十三条第二項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十八条第一項から第四項まで及び第八十条第一項中「買受人」とあるのは「競落人」と、同法第六十五条(見出しを含む。)及び第七十一条第八号中「売却の」

号中「売却基準価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第六十三条第一項から第三項まで及び第六十七条中「買受可能価額」とあるのは「最低競売価額」と、同法第六十五条及び第六十七条中「執行官」とあるのは「管財人」と、同法第七十六条第一項中「差押債権者(配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。)」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と読み替えるものとする。

とあるのは「競売の」と、同法第六十七条、第七十二条第二項、第七十四条第二項、第七十五条、第七十八条第一項及び第四項並びに第八十条第一項中「売却許可決定」とあるのは「競落許可決定」と、同法第六十七条中「売却を」とあるのは「競落を」と、同法第六十九条（見出しを含む。）、第七十条並びに第七十二条第一項及び第二項中「売却決定期日」とあるのは「競落期日」と、同法第六十九条、第七十条（見出しを含む。）及び第七十一条第六号、同法第七十四条の見出し並びに同条第一項、第三項及び第五項、同法第七十五条の見出し及び同条第一項並びに同法第八十条第二項中「売却の」とあるのは「競落の」と、同法第七十一条の見出し中「売却不許可事由」とあるのは「競落不許可事由」と、同条並びに同法第七十二条第一項及び第二項中「売却不許可決定」とあるのは「競落不許可決定」と、同法第七十一条第七号中「物件明細書」とあるのは「財産明細表」と読み替えるものとする。

（虚偽陳述の罪）

第六十三条 第五十条において準用する民事執行法第六十五条の二の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

六 執行官法（昭和四十一年法律第百一十一号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料を受ける場合）</p> <p>第八条 執行官は、次の各号に掲げる事務ごとに、その手数料を受け るものとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>二十 民事執行法第百七十一条第一項又は第百七十四条第一項第一 号の規定による決定に基づく執行</p> <p>二十一・二十二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（費用の種類）</p> <p>第十条 執行官が支払又は償還を受ける費用は、次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 民事執行法第百六十一条第六項（これを準用し、又はその例に よる場合を含む。）に規定する証書の作成の費用</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（手数料を受ける場合）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>一 十九（同上）</p> <p>二十 民事執行法第百七十一条第一項の規定による決定に基づく執 行</p> <p>二十一・二十二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一・二（同上）</p> <p>（費用の種類）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>一 九（同上）</p> <p>十 民事執行法第百六十一条第五項（これを準用し、又はその例に よる場合を含む。）に規定する証書の作成の費用</p> <p>十一・十二（同上）</p> <p>2・3（同上）</p>

七 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>			
<p>（債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等）</p>			
<p>第二十八条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。</p>			
<p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>			
<p>（新設）</p>			
<p>別表第一（第三条、第四条関係）</p>			
<p>（債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等）</p>			
<p>第二十八条の二 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。</p>			
目次	第三章 証人等に対する給付（第十八条―第二十八条の三）	目次	第三章 証人等に対する給付（第十八条―第二十八条の二）
一〇二	イ 民事執行法第六十七条の十五第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項若しくは第七十四条第二項の強制執行の申立て又は同法第九十七条	一〇二	イ 民事執行法第六十七条の十五第一項、第七十一条第一項、第七十二条第一項若しくは第七十三条第一項の強制執行の申立て又は同法第九十七条第一項若しくは第二項
	二 千円		二 千円

<p>第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て</p> <p>ロ〜ニ (略)</p>	<p>二二〜一五の二 (略)</p>	<p>一六一 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第</p> <p>千円</p>
<p>の財産開示手続実施の申立て</p> <p>ロ〜ニ (同上)</p>	<p>二二〜一五の二 (同上)</p>	<p>一六一 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項までの規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第十四条の規定による申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。）</p> <p>千円</p>

<p>十條第二項の規定による申立て及びこの表の他の項に掲げる申立てを除く。)</p> <p>ロ (略)</p>	<p>一六の二 (略)</p>	<p>一七イ (略)</p> <p>ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求め申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七條第四項若しくは第四十九條第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六條第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若し</p>	<p>五百円</p>
---------------------------------------------------------	-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

<p>ロ (同上)</p>	<p>一六の二 (同上)</p>	<p>一七イ (同上)</p> <p>ロ 執行裁判所の執行処分に対する執行異議の申立て、民事執行法第十三条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て、執行文の付与の申立てに関する処分に対する異議の申立て、同法第三十六条第一項若しくは第三項の規定による強制執行の停止若しくは続行を命じ、若しくは執行処分の取消しを命ずる裁判を求め申立て、同法第四十一条第二項の規定による特別代理人の選任の申立て、同法第四十七條第四項若しくは第四十九條第五項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、執行裁判所に対する配当要求、同法第五十五条第一項の規定による売却のための保全処分若しくは同条第五項の規定によるその取消し若しくは変更の申立て、同法第五十六條第一項の規定による地代等の代払の許可を求める申立て、同法第六十二条第三項若し</p>	<p>五百円</p>
---------------	------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

くは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十一条の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官に対する配当要求、同法第六十七条の十五第三項の規定による申立て、同法第七十二条第二項の規定による申立て、同法第七十五条第二項若しくは第六項の規定による申立て、同法第八十七条第一項の規定による担保不動

くは第六十四条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第六十八条の二第一項の規定による買受けの申出をした差押債権者のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十一条の規定による船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規定による強制競売の取消しの申立て、同法第一百八条第一項の規定による船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百二十七条第一項の規定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官の執行処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手續における裁判所書記官に対する配当要求、同法第六十七条の十五第三項の規定による申立て、同法第七十二条第二項の規定による申立て、同法第八十七条第一項の規定による担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によ

(略)	一八・一九 (略)	
		<p>産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるその取消しの申立て又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て</p> <p>ハクト (略)</p>

(同上)	一八・一九 (同上)	
		<p>るその取消しの申立て又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立て</p> <p>ハクト (同上)</p>

改 正 案	現 行
<p>（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行） 第五十条 （略） 2～4 （略） 5 民事執行法第百四十五条第二項から第六項まで、第百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第五項及び第六項並びに第百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。</p>	<p>（債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行） 第五十条 （同上） 2～4 （同上） 5 民事執行法第百四十五条第二項から第五項まで、第百四十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百六十四条第五項及び第六項並びに第百六十七条の規定は、第一項の債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。</p>

九 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（第三債務者の供託） 第三十六条（略） 2～4（略） 5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第百六十五条（同法第百六十七條の十四第一項において同法第百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第百五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）とする。</p>	<p>（第三債務者の供託） 第三十六条（同上） 2～4（同上） 5 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による供託がされた場合における民事執行法第百六十五条（同法第百六十七條の十四において同法第百六十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定を準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一号中「第百五十六条第一項又は第二項」とあるのは、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（開始後債権）</p> <p>第二百二十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対</p>	<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第三十九条 再生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、再生債務者の財産に対する再生債権に基づく強制執行等若しくは再生債権に基づく外国租税滞納処分又は再生債権に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生債務者の財産に対して既にされている再生債権に基づく強制執行等の手続及び再生債権に基づく外国租税滞納処分並びに再生債権に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。</p> <p>2 4 （同上）</p> <p>（開始後債権）</p> <p>第二百二十三条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 開始後債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行、仮差押え及び仮処分並びに財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく再生債務者の財産に対する国税滞納処分の例によつて</p>

する国税滞納処分の場合によつてする処分についても、同様とする。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第百九十八条 住宅資金貸付債権（民法第四百九十九条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者（弁済をするに
ついて正当な利益を有していた者に限る。）が当該代位により有するものを除く。）については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権（第百九十六条第三号に規定する抵当権を除く。）が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する担保権が設定されている場合において当該不動産の上に同項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するときは、この限りでない。

2・3 (略)

する処分についても、同様とする。

(住宅資金特別条項を定めることができる場合等)

第百九十八条 住宅資金貸付債権（民法第五百条の規定により住宅資金貸付債権を有する者に代位した再生債権者が当該代位により有するものを除く。）については、再生計画において、住宅資金特別条項を定めることができる。ただし、住宅の上に第五十三条第一項に規定する担保権（第百九十六条第三号に規定する抵当権を除く。）が存するとき、又は住宅以外の不動産にも同号に規定する担保権が設定されている場合において当該不動産の上に第五十三条第一項に規定する担保権で当該抵当権に後れるものが存するときは、この限りでない。

2・3 (同上)

改正案	現行
<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第五十条 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分又は更生債権等に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。</p> <p>2～11 （略）</p> <p>第三百三十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行及び企業担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助</p>	<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第五十条 更生手続開始の決定があつたときは、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立て、更生会社の財産に対する第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等、企業担保権の実行若しくは同項第六号に規定する外国租税滞納処分又は更生債権等に基づく財産開示手続の申立てはすることができず、破産手続、再生手続、更生会社の財産に対して既にされている同項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続及び同項第六号に規定する外国租税滞納処分並びに更生債権等に基づく財産開示手続は中止し、特別清算手続はその効力を失う。</p> <p>2～11 （同上）</p> <p>第三百三十四条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 開始後債権に基づく更生会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行及び企業担保権の実行並びに開始後債権に基づく財産開示手続の申立ては、前項に規定する期間は、することができない。開始後債権である共助対象外国租税の請求権に基づく</p>

対象外国租税の請求権に基づく更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

(中止した手続等の失効)

第二百八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一項の規定により中止した破産手続、再生手続(当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分を含む。)、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第六号に規定する外国租税滞納処分、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。

更生会社の財産に対する国税滞納処分の例によつてする処分についても、同様とする。

(中止した手続等の失効)

第二百八条 更生計画認可の決定があつたときは、第五十条第一項の規定により中止した破産手続、再生手続(当該再生手続において、民事再生法第三十九条第一項の規定により中止した破産手続並びに同法第二十六条第一項第二号に規定する再生債権に基づく強制執行等の手続及び同項第五号に規定する再生債権に基づく外国租税滞納処分を含む。)、第二十四条第一項第二号に規定する強制執行等の手続、企業担保権の実行手続、同項第六号に規定する外国租税滞納処分及び財産開示手続は、その効力を失う。ただし、第五十条第五項の規定により続行された手続又は処分については、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>（他の手続の失効等） 第四十二条（略） 255（略） 6 破産手続開始の決定があつたときは、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続（民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）又は第三者からの情報取得手続（同法第二百四条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続はその効力を失う。</p> <p>（強制執行の禁止等） 第二百四十九条 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百七条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分若しくは破産</p>	<p>（他の手続の失効等） 第四十二条（同上） 255（同上） 6 破産手続開始の決定があつたときは、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続（民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続をいう。以下この項並びに第二百四十九条第一項及び第二項において同じ。）の申立てはすることができず、破産債権又は財団債権に基づく財産開示手続はその効力を失う。</p> <p>（強制執行の禁止等） 第二百四十九条 免責許可の申立てがあり、かつ、第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定、第二百七条第一項の規定による破産手続終結の決定があつたときは、当該申立てについての裁判が確定するまでの間は、破産者の財産に対する破産債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分若しくは破産</p>

<p>3 (略)</p>	<p>債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）、破産債権に基づく財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分（外国租税滞納処分を除く。）はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分が破産者の財産に対して既にされているもの並びに破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止する。</p> <p>2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分並びに破産債権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は、その効力を失う。</p>
<p>3 (同上)</p>	<p>債権を被担保債権とする一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売（以下この条において「破産債権に基づく強制執行等」という。）、破産債権に基づく財産開示手続の申立て又は破産者の財産に対する破産債権に基づく国税滞納処分（外国租税滞納処分を除く。）はすることができず、破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分が破産者の財産に対して既にされているもの及び破産者について既にされている破産債権に基づく財産開示手続は中止する。</p> <p>2 免責許可の決定が確定したときは、前項の規定により中止した破産債権に基づく強制執行等の手続又は処分及び破産債権に基づく財産開示手続は、その効力を失う。</p>

改正案	現行
<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第五百十五条 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）若しくは第三者からの情報取得手続（同法第二百五条第一項第一号、第二百六条第一項又は第二百七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手続及び第三者からの情報取得手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続若しくは第三者からの情報取得手続については、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（他の手続の中止等）</p> <p>第五百十五条 特別清算開始の命令があつたときは、破産手続開始の申立て、清算株式会社の財産に対する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手続（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七条第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手続（破産手続開始の決定がされていないものに限る。）、清算株式会社の財産に対して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手続並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手続は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手続については、この限りでない。</p> <p>2・3 （同上）</p>